

放射線治療に係る特定保険医療材料の算定

骨子【Ⅲ－８（５）】

第 1 基本的な考え方

新たなコンセプトの医療材料の保険適用を見据え、診療報酬の算定方法を定めた告示の放射線治療の部に、特定保険医療材料の節を新設する。

第 2 具体的な内容

1. 第 12 部放射線治療に第 2 節特定保険医療材料の節を新設する。

現 行	改定案
<u>(新設)</u>	【放射線治療】 特定保険医療材料料 材料価格を 10円で除して得た点数 <u>注</u> 使用した特定保険医療材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。